

## 校庭・体育館・クラブハウスの開放事業を利用される方へ

(改訂版)

下線部改訂

学校体育施設では、小・中学校の児童・生徒が利用した後、教職員の方々が適切な清掃と消毒を行い、感染防止に尽力されています。ついては、学校体育施設開放事業の実施にあたり、利用者の方は以下の事項を遵守してください。ご協力頂けない場合は、利用の承認取消または学校施設の利用を中止することがございます。

- 1 当日の利用責任者は参加者全員の氏名・連絡先、体温等、必要事項を記入した名簿を作成し、代表者が利用から1カ月間保管し、教育委員会から提出依頼があった際には提出すること。

※利用者名簿については、ホームページ掲載している稲城市立小中学校体育施設利用者名簿の他、独自の様式でも可とします。

- (1) 利用当日の参加者全員の体温

平熱を超える発熱があった場合はその方の利用を控えて頂くこと。

- (2) 利用前2週間前における以下の事項の有無。該当があった場合はその方の利用を控えて頂くこと。

ただし、ワクチン接種後の副反応など発熱の原因が明らかな場合は、除く。

- ① 平熱を超える発熱
- ② せき、のどの痛みなど風邪の症状
- ③ だるさ、息苦しさ
- ④ 嗅覚や味覚の異常
- ⑤ 体が重く感じられる、疲れやすい等
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- 2 屋外において近い距離で会話をする場合や、屋内において距離が確保できない場合、会話をする場合は、運動中を除きマスクを着用し、大きな声で会話、応援等をしないこと。また、体育館で空調を使用している際も適宜ドアや窓を開けて換気を行うこと。

※運動中もマスクを着用する場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性や熱中症に注意する必要があります。

- 3 施設利用前後のミーティング等を実施する場合は三つの密（密閉・密集・密接）を避けて行うこと。
- 4 参加者、他の利用者、学校職員等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること。ただし、障がい者の誘導や介助を伴う場合は除く。
- 5 こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。  
※消毒に必要なものは各団体において用意すること。
- 6 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、稲城市教育委員会教育総務課に速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- 7 道具については極力持参し、使用した学校備品やドアノブ・スイッチ等の児童・生徒が触れる部分については可能な限り消毒をすること。また、消毒に必要な道具については各団体で用意すること。

稲城市教育委員会 教育総務課